

<p>国名</p>	<p>フランス</p>
<p>公的年金の体系</p>	<div data-bbox="730 248 1189 421" style="text-align: center;"> <p> <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px dotted black; margin-right: 5px;"></span> 補足的制度  <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 基礎的制度                 </p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1階部分の基礎制度と2階部分の補足制度があり、それぞれ30以上の制度に分かれている。さらに3階部分として、任意加入の付加制度がある。</li> <li>・ 制度は、1階2階を通じて、大きく被用者制度と非被用者制度とに分かれている。</li> <li>・ 特定の職種 of 被用者が加入する特別制度では、基礎的制度和補足制度が同一の制度となっている。</li> </ul>
<p>被保険者 (◎強制△任意×非加入)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商工業の民間被用者は一般制度に強制加入 (◎)</li> <li>・ 公務員、国鉄職員等の公共・準公共部門の被用者は特別制度に加入 (◎)</li> <li>・ 農業部門の労働者は、農業労働者制度に加入 (◎)</li> <li>・ 自営業者、自由業、職人等も職種ごとにそれぞれ個別の非被用者制度に強制加入 (◎)</li> <li>・ 無職のものは、一般制度に任意加入 (△)。ただし、失業者などは被用者とみなされ、一般制度に加入。</li> </ul>
<p>保険料率</p>	<p>一般制度の保険料は賦課範囲によって、①賃金の全体に課されるものと、②限度額(2,859ユーロ/月)以下の部分に課されるものに分かれる。</p> <p>①合計1.7% (事業主負担1.6%, 被用者負担0.1%)                  ②合計14.95% (事業主負担8.3%, 被用者負担6.65%)</p>
<p>支給開始年齢</p>	<p>60歳。ただし、これは一定の要件を満たせば満額の年金が受給できるという意味の年齢。</p>
<p>基本受給額</p>	<p>(一般制度の基礎年金：単身者の場合)                  年間上限：17,154ユーロ (約232万円)                  年間下限：7,013.87ユーロ (約95万円)                  ※2009年10月時点のレート、1€=135円で換算</p>
<p>給付の構造</p>	<p>所得比例 (一般制度)                  基礎年金 = 平均賃金年額 × 給付率 × 拠出期間 / 161四半期                  従来、満額年金受給に必要な拠出期間は160四半期 (40年) だったが、2009年に161四半期に延長され、2012年には164四半期 (41年) まで延長される予定。</p>
<p>所得再分配</p>	<p>所得再分配機能がある (社会連帯の精神)</p>
<p>公的年金の財政方式</p>	<p>給付建て (社会保険方式・賦課方式)</p>
<p>国庫負担</p>	<p>社会保障制度は保険料財源が基本だったが、現在では、社会保障目的税として①一般社会拠出金、②社会保障債務償還拠出金が導入されている。</p>
<p>年金制度における最低保障</p>	<p>満額年金の受給権を有する被用者に対しては最低年金額の定めがあり、最低保障水準を確保している。</p>
<p>無年金者への措置</p>	<p>所得制限付きの高齢者連帯手当 (ASPА) として、最低保障年金 (単身者で月額7597.59ユーロ (約10万円)) が支給される。</p>
<p>公的年金と私的年金</p>	<p>三階部分として任意加入の付加年金制度がある。</p>
<p>国民に対する個人年金情報の提供</p>	<p>2003年の改革で、年金情報を提供するための公益団体を設立。具体的には、“GIP info retraite (年金情報)” というサイトで年金額の試算などができる。</p>

## フランスの年金制度

江口隆裕(筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授)

### 1. 制度の特色

基本的に、職域を単位とした制度となっている。公的年金としては、1階部分の基礎年金と2階部分の補足年金とがあり、これに3階部分として任意加入の付加年金が加わる。1945年に作られた社会保障計画の理念とは裏腹に、1階、2階ともに制度が極めて複雑に分立しており、全体像を理解するだけでもかなりの困難が伴う。職域を単位とした制度であるが、無職者等は一般制度に加入できる。

年金給付は、職域年金であることから、1階、2階ともに所得比例年金となっている。ただし、最低保障年金の制度がある。

財政方式は、1階、2階ともに賦課方式を基本とするが、ベビーブーム世代への年金支払いに備えるため、1999年に年金積立基金(FRR)が創設された。

### 2. 沿革

17世紀に船員の年金制度が創設されたことに始まる。19世紀には、軍人、公務員(文官)、鉱内員のための制度が、20世紀初めには鉄道員のための制度がそれぞれ創設され、1935年に商工業の被用者及び農業労働者のための年金制度ができる。

1945年には、一般化の原則、単一金庫の原則及び自律性の原則を謳った社会保障プラン(通称ラロック・プラン)が策定され、一般制度が発足した。しかし現実には、年金制度は複雑に分立したまま現在に至っている。

1947年には、管理職のための2階部分としてAGIRC(管理職退職年金制度一般連合)が発足した。

1949年には、商人、商工業自営業者及び自由業の年金制度が発足した。

1952年には、農業経営者制度が発足した。

1956年には、国民連帯基金(FNS)によって賄われる裁定老齢年金の制度が創設された。

1962年には、民間部門の非管理職の2階部分としてARRCO(補足年金制度連合)が発足した。

1972年には、商工業部門の被用者及び農業労働者が補足制度に強制加入することになった。

1974年には、基礎制度間の財政調整が導入された。

1979年には、すべての働く者のための社会保障制度の一般化が実現した。

1983年には、支給開始年齢が60歳に引き下げられた。

1985年には、特別制度間の財政調整が導入された。

1991年には、CSG(一般社会拠出金)が導入(1.1%)された。CSGはその後、1993年に2.4%、1997年に3.4%、1998年に7.5%に引き上げられている。1993年の引き上げに際し、老齢連帯基金(FSV)にも充当された。

1993年には、バラデュール改革と呼ばれる年金改革が行われ、満額拠出期間の延長(37.5年→40年)、年金額算定の基礎となる平均賃金の算定期間の延長(10年→25年)、既裁定年金の額の改定方法の変更(賃金スライド→物価スライド)などが行われた。

1995年には、ジュペ・プランの一環として、社会保障債務返済拠出金(CRDS)(0.5%)が導入された。また、国鉄等の特別制度の年金について、満額拠出期間を一般制度と同じく37.5年から40年に延長しようとしたが、大規模なゼネストを伴う労働組合の強力な反対にあい、この改正は断念された。

1999年には、ベビーブーム世代への年金支払いに備えるため、年金積立基金(FRR)が創設された。

2003年には、フィヨン改革と呼ばれる年金改革が行われ、満額拠出期間の延長(40年→41年)、公務員年金についても一般制度と同様の満額拠出期間の延長、60歳以降の在職受給条件の緩和、最低保障年金の改善、自動物価スライド規定の新設等が行われた。

2006年には、職人や自営業者の利益を統一的に代表し、被保険者の便宜の向上を図ることなどを目的に、商工業全国自治組織調整金庫(ORGANIC)、職人老齢保険調整全国金庫(CANCAVA)、農業以外の非被用者疾病保険金庫(CANAM)の3金庫を統合し、新たに補足年金制度も運営する自営業者社会制度(Régime Social des Indépendants: RSI)が創設された。

2007年には、残された国鉄等の特別制度について、満額拠出期間の延長を提案したが、大規模なストライキを伴う労働組合の反対にあった。しかし、2008年1月に、支給開始年齢は一般制度よりも早いとい

った特典を認めつつも、満額年金に必要な拠出期間を2016年には41年にする改正が行われた。

### 3. 制度体系の概要

年金制度の被保険者は、大きく被用者 (salariés) と非被用者 (non-salariés) とに分けられる。被用者のうち、一般の商工業被用者を対象とする制度として一般制度 (régime général) があり、加入者数は全体の7割近くを占め、最も代表的な制度となっている。被用者制度としては、この他に地方公務員や電気・ガス産業、フランス国鉄など特定の職域を対象とする特別制度 (régimes spéciaux) と農業労働者制度がある。

他方、非被用者制度としては、農業経営者、商工業自営業者、職人、自由業、弁護士等多様な制度が分立している。

さらに、年金制度は、上述の被保険者の種別による区分に加えて、1階部分としての基礎制度 (régimes de base)、2階部分としての補足制度 (régimes complémentaires)、3階部分としての任意加入の付加制度 (régimes supplémentaires) に区分される。しかも、職種によっては、1つの制度が基礎制度と補足制度を兼ねている場合もあり、制度をより複雑なものにしている。

なお、フランスでは、基礎年金、補足年金ともに職域単位を基本としており、設立の任意性という点に着目すれば、3階部分の付加制度がわが国で言う「企業年金」に相当すると言えよう。2003年の改革では、付加制度として、個人単位で加入できる一般退職積立制度 (PERP) と、労使の協約に基づく労使積立制度 (PRESVR) が創設された。

### 4. 給付算定方式、スライド方式、支給開始年齢

四半期 (3か月) 以上の保険料拠出期間があれば、年金の受給資格を取得する。

年金の受給は退職を条件とするが、2003年の改革で在職受給の要件が緩和され、一定の条件を満たす場合には、在職中でも年金が受給できるようになった。

年金額計算式

$$= \text{平均賃金年額} \times \text{給付率} \times \text{拠出期間} / 161 \text{四半期} + \text{加算}$$

平均賃金は、過去の拠出期間の中で最も賃金の高い25年間の平均賃金を用いる。

給付率は、被保険者の拠出期間と受給開始年齢に応じ、50%~25%の範囲で決まっている。被保険者が満額年金を受給するのに必要な期間 (以下「満額拠出期間」という。) である160四半期 (40年間) を拠出した場合に最高の50%となる。2003年の改革で、この満額拠出期間を2012年までに順次164四半期 (41年間) に延長することになり、2009年には161四半期に延長された。

加算には、育児加算、介護加算及び配偶者加算がある。

160四半期 (40年間) を拠出した者は、60歳から年金を受給できるという意味で、60歳が支給開始年齢となっている。

基礎年金と補足制度を合わせた年金の所得代替率は、制度によって異なるが、7割程度と言われている。

基礎年金の年金額は、タバコを除いた消費者物価上昇率に応じて毎年改定される。

### 5. 負担、財源

フランスの社会保障制度は、保険料財源が基本となっている。保険料率等は制度によって異なるが、一般制度の場合は次表の通りである。保険料は賦課範囲によって2つに分かれ、賃金の全体に課されるものと、限度額 (2,859€/月 (約39万円)) 以下の部分に課されるものとがある。

また、社会保障制度間で財政調整が行われている。国庫負担としては、無拠出制の最低保障年金を支給する老齢連帯基金 (FSV) に、社会保障目的税たる一般社会拠出金 (CSG) が充当されている。

### 6. 財政方式、積立金の管理運用

財政方式としては、1階の基礎年金、2階の補足年金ともに、賦課方式を基本としている。ただし、ベビーブーム世代への年金支払いによる世代間の費用負担の不均衡を平準化するため、1999年に年金積立基金 (FRR) が創設された。

この基金は、独立の基金として位置づけられており、2007年には株62%、債券26%の割合で投資することとされていた。しかし、2008年秋のリーマンシ

ショックで運用成績が14.5%のマイナスを記録し、2009年6月には株の割合を45%に引き下げるなどの措置が採られた。

## 7. 制度の企画・運営体制

基礎制度に関する企画は、社会保障を担当する省(フランスでは、組閣のたびに省の名称が変更される)が担当し、制度の運営は、老齢保険金庫(caisse d'assurance vieillesse)と呼ばれる保険者たる独立の法人が行っている。一般制度の場合、全国レベルで全国被用者老齢保険金庫(CNAV)、地方レベルで地方疾病保険金庫(CRAM)がある。

他方、補足制度は、労使の協約を基本としており、したがって、給付や負担のあり方については各制度が自ら決定し、政府がこれを承認するのが原則である。

## 8. 今後の課題

2003年の改革は、公務員についても民間の被用者と同じ満額拠出期間とするなど、これまでにない大きなものであった。その後2008年には、国鉄やパリ市交通公社、電気・ガス産業など公務員以外の特別制度についても、2012年に満額拠出期間を40年に、2016年には41年に延長する改正が行われた。これによって、特別制度も満額拠出期間の延長に歩調を合わせるようになったが、各特別制度は支給開始年齢

等について一般制度より有利な条件を設けており、一般制度と同じ内容の改革が実現したとは言えない状況にある。

フランスでは、55歳～65歳の就業率が38%とEU諸国の中で最も低く(2003年)、これを2010年に50%まで引き上げることが目標とされていた。そのため、政府は、2006年に2010年までの高齢者雇用行動計画を策定してその推進に努めたが、思うように成果は上がっていない。他方、2003年の改革で満額拠出期間を順次引き上げることを予定しており、そのためにも高齢者雇用の推進が引き続き必要となっている。

この他、フランスでは専業主婦(femme au foyer)について、日本の第3号被保険者のような制度がなく、夫の老齢年金に配偶者加算が加算されるだけなので、特に遺族年金を中心としてそのあり方が問題となっている。また、肉体労働者のように過酷な職業に従事する者の平均余命が短いことを年金制度上評価すべきではないかといった問題も指摘されている。

さらに、2003年の改革は、あくまで2020年までの財政均衡を保つためのものであり、それ以降の期間については、何ら回答を用意していない。このため、今後も制度のあり方について、絶えざる検討が必要となろう。

(表)制度別加入状況(2004年, 単位: 万人)

	被用者制度			非被用者制度
	一般制度	特別制度	農業労働者制度	
拠出者数(A)	1,650	約483	67	約240
受給者数(B)	1,075	約350	231	約400

(表)基礎制度の年金保険料率(2009年)

合計	事業主負担	被用者負担	算定基礎
14.95%	8.30%	6.65%	限度額以下の賃金
1.70%	1.6%	0.1%	賃金の全体